

受付票 兼 同意書 20 年 月 日

すべてに記入をお願いします。

裏面の注意事項を確認し、同意した。

※にをお願いします。

予約番号

○をつけてください	家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
ごみの発生元と搬入者が同じ場合、搬入者欄には同上と記入して下さい。		
○をつけてください	掛川市区域	大東・大須賀区域 菊川市区域
ごみ発生元	住所	
	氏名 (事業所名)	
	電話番号	— —
搬入者	住所	
	氏名	
	電話番号	— —
もえるごみ	もえる粗大ごみ	・家具類 ・木材 ・布団 ・じゅうたん ・畳(枚)
もえないごみ	もえない粗大ごみ	・金属類 ・家電品 ・ガスコンロ・ストーブ ・ソファ 座椅子 ・プラスチック製品
古紙	資源物	・プラスチック資源 ・ビン ・ペットボトル ・衣類 ・毛布
草木(剪定枝)	自転車	台
解体手数料対象品	・スプリングマットレス() ・マッサージチェア()	・ソファベッド、電動ベッド() ・オルガン、電子オルガン()
台	台	計

受付番号

出力チェック

搬入時における注意事項

- ・処分するごみの中に貴重品が入っていない
- ・一度搬入された廃棄物は返品できない
- ・未分別品及び受入不可品等があった場合、持帰りとする
- ・解体手数料徴収について対象品・料金とも確認した
- ・家庭系一般廃棄物と申告された場合でも、作業員が事業系一般廃棄物と確認した場合、事業系ごみ処理料金に変更となる
- ・荷下ろしは搬入者自身で行う
- ・場内の安全確保のため作業員の指示に従う
- ・農業用品の受入はできません

～環境資源ギャラリーでは、粗大ごみ等の一部を販売します～

- ・粗大ごみを持ち込む場合、搬入物により解体手数料を徴収しています。
- 解体手数料は、商品として販売された場合清掃管理手数料として取り扱い、返金はありません。
- ・販売に同意される方は、下記にチェックをお願いします。

上記内容を確認しました。

搬入物の販売に同意します。



※同意が得られた搬入物のうち、販売の可否は別途職員が判断します
 ※同意されない場合は、通常どおり分別解体処理を行います